平成２２年（フ）第６０９号
大分市大字田尻900番地の238
債務者　佐藤　靖教
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀井　正照
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１９５号
山形県米沢市城西１丁目５番33号、前住所山形県米沢市大字川井512番地の５
債務者　齋丸　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２０１号
山形県東置賜郡高畠町大字福沢692番地コーポ山崎103号室、前住所山形県東置賜郡高畠町大字山崎181番地の３コーポラスあわ103
債務者　安部美季こと　朴　　美姫
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２８４６号
名古屋市東区大幸１－１－10　大幸ハイツ205号、住民票上の住所名古屋市中区上前津１丁目13番２号　さくらＨｉｌｌｓ上前津402号
債務者　佐藤洋二商店こと　佐藤　洋二
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５３号
岡山県倉敷市中庄3550番地７　レオパレスエトワール中庄109
債務者　影山　貴敏
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第８５１号
埼玉県所沢市小手指南４丁目９番地の27
債務者　松村　　武
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６０７号
新潟市西区青山６丁目18番68号　アトリオ青山Ｄ202、前住所新潟県長岡市柏町２丁目６番30―1004号
債務者　駒形　　淳
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０９号
新潟市中央区米山４丁目10番２号　陶山アパートＡ棟２号
債務者　大倉　正子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１２号
新潟県五泉市太田２丁目３番１号
債務者　和泉絵美子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２０号
新潟市北区松浜６丁目６番地14
債務者　連川　　勝
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２３号
新潟市東区津島屋７丁目69番地　トルハート・アイＡ―101号
債務者　村山　浩二
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５０号
新潟市中央区姥ヶ山３丁目８番16号　小百合荘102号、前住所新潟市東区大形本町３丁目１番38号　ダイアパレス大形本町309号
債務者　三林　智一
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６９号
新潟市西区西小針台１丁目11番21号、前住所新潟市西区五十嵐２の町8730番地11
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７４号
新潟市東区藤見町１丁目10番12号　コーポ藤見102号
債務者　小林　直樹
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８５号
京都府南丹市日吉町殿田町筋９番地
債務者　金本建設こと金本たつ子こと　崔　水泉
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
京都府南丹市日吉町殿田町筋９番地
債務者　金本みつおこと金本周衡こと　金　周衡
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係